

宮津市公報

平成24年8月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市企画総務室発行

目 次

規 則

- 23 宮津市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則 1
24 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 1

告 示

- 130 宮津都市計画道路網見直し検討委員会設置要綱 1
131 宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱 2
132 宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱 2
133 第2期宮津市地球温暖化防止計画検討会議設置要綱 3

訓 令

- 6 宮津市役所消防団協力隊設置規程 4

公 告

- 26 公示送達 5
27 公示送達 5
28 平成24年度農用地利用集積計画の縦覧 5

教 育 委 員 会

《告 示》

- 13 宮津市教育委員会定例会の招集 5
14 宮津市スクールガード・リーダー設置要綱 5

選 挙 管 理 委 員 会

《告 示》

- 13 京都海区漁業調整委員会委員一般選挙における各投票区の投票所 7
14 京都海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所 7

農 業 委 員 会

《告 示》

- 7 宮津市農業委員会総会の招集 8

規 則

宮津市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第23号

宮津市老人デイサービスセンター条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市老人デイサービスセンター条例施行規則（平成 6 年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「及び12月29日から同月31日まで」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

* * *

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 7月20日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市規則第24号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 8 号中「骨髓液の」を「骨髓若しくは末梢^{しょう}血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の」に、「又は骨髓移植のため」を「、又は」に、「骨髓液を」を「、骨髓移植のため骨髓若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮津市告示第130号

宮津都市計画道路網見直し検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成24年 7月 6 日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津都市計画道路網見直し検討委員会設置要綱

(設置)

第 1 条 将来のまちづくりを見据えた都市計画道路網の見直しを検討することを目的として、宮津都市計画道路網見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から宮津都市計画道路網の見直し検討結果を市長へ提言する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市計画担当室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第131号

宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年7月12日

宮津市長 井上正嗣

宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱(平成5年告示第75号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「保険薬局」の次に「、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者」を加える。

第4条第1項中「指定訪問看護及び」を削り、同条第2項中「で医療」を「から医療」に改める。

第7条第1項中「うえ」を「上」に改め、同条第2項中「において医療」を「から医療」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市子育て支援医療費助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第132号

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成24年7月12日

宮津市長 井上正嗣

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

宮津市福祉医療費支給事業実施要綱(昭和50年告示第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「法令に定める保険医療機関又は保険薬局」を「健康保険法第63条第3項第1号に

規定する保険医療機関又は保険薬局、同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者その他別に定める病院、診療所又は薬局」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の宮津市福祉医療費支給事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に受けた医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

* * *

宮津市告示第133号

第2期宮津市地球温暖化防止計画検討会議設置要綱を次のように定める。

平成24年7月17日

宮津市長 井上正嗣

第2期宮津市地球温暖化防止計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策を推進し、持続可能な低炭素型のまちづくりを進めるための市民、事業者及び行政の行動指針となる第2期宮津市地球温暖化防止計画を定めるため、第2期宮津市地球温暖化防止計画検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 第2期宮津市地球温暖化防止計画の策定に関すること。

(2) その他第2期宮津市地球温暖化防止計画に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 検討会議は、委員18人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 公募による者

(3) 市の職員

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成25年3月31日までとする。

(座長)

第4条 検討会議に座長1名を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

2 検討会議は、座長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、自立循環型経済社会推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営について必要な事項は、座長が検討会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

訓 令

宮津市訓令甲第6号

庁中一般
各 かい

宮津市役所消防団協力隊設置規程を次のように定める。

平成24年8月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市役所消防団協力隊設置規程

(設置)

第1条 宮津市消防団宮津分団(以下「宮津分団」という。)の管轄区域内で発生した火災による被害を最小限度にとどめるため、宮津市消防団が行う消火活動等の支援を行う宮津市役所消防団協力隊(以下「協力隊」という。)を設置する。

(構成)

第2条 協力隊は、隊長1人、副隊長3人及び隊員16人程度で構成し、それぞれ宮津市役所本庁舎に勤務する職員(宮津分団所属団員を除く。)で次に掲げるもののうちから、市長が任命する。

(1) 宮津市消防団条例(昭和29年条例第27号)第2条の2に規定する消防団員

(2) 宮津市消防団退職後5年を経過しない者

(3) 市長が任命する時点において、40歳未満の者

(任期)

第3条 隊長、副隊長及び隊員の任期は、2年以内において市長が定める期間とする。

(業務等)

第4条 協力隊は、宮津分団管轄区域内で火災が発生した場合において、消防署又は宮津分団が到着するまでの初期消火活動並びに交通整理、避難誘導、情報伝達及び宮津市消防団の要請による後方支援を行うものとする。

2 協力隊は、宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第2号)第2条第1項に規定する勤務時間内に宮津分団管轄区域内で火災が発生した場合において、前項の業務を行うものとする。

3 協力隊は、本来の分掌事務又は担当事務に特別の支障がない限り、第1項の業務を優先するものとする。

(庶務)

第5条 この規程に基づく協力隊の設置、隊長、副隊長及び隊員の任免その他協力隊にかかわる庶務は、消防防災担当室において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、協力隊について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 協力隊設立当初における隊長、副隊長及び隊員の任期は、第3条の規定にかかわらず、3年以内において市長が定める期間とする。

公 告

宮津市公告第26号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成24年 7月10日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市公告第27号

公示送達書

次の書類は、宮津市財務室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成24年 7月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市公告第28号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により平成24年度農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、当該計画を次により縦覧に供します。

平成24年 8月 1日

宮津市長 井 上 正 嗣

- 1 農用地利用集積計画の縦覧期間
自 平成24年 8月 1日
至 平成24年 8月15日
- 2 縦覧の場所
宮津市産業振興室（別館 3階）

教 育 委 員 会

《 告 示 》

宮津市教育委員会告示第13号

平成24年第 8 回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成24年 7月17日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

- 1 日 時 平成24年 7月26日（木）午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第 6 会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第14号

宮津市スクールガード・リーダー設置要綱を次のように定める。

平成24年 8月 1日

宮津市教育委員会

委員長 生 駒 正 子

宮津市スクールガード・リーダー設置要綱
（設置）

第1条 学校、家庭及び地域の関係機関・団体と連携しながら、地域ぐるみで子どもの安全に取り組む体制を整備し、学校及び通学路における子どもの安全確保を図るため、学校の巡回指導及びスクールガードに対する指導育成を行うスクールガード・リーダーを置く。

(定義)

第2条 この要綱において「スクールガード」とは、子ども地域安全見守り隊その他の学校安全ボランティアをいう。

2 この要綱において「スクールガード・リーダー」とは、防犯に係る専門的知識を生かし、指導等を行う地域学校安全指導員をいう。

(委嘱)

第3条 宮津市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、防犯について専門的知識を有し、スクールガード・リーダーとして活動することが適当と認める者のうちから、スクールガード・リーダーを委嘱する。

(任期等)

第4条 スクールガード・リーダーの任期は、委嘱の日から当該年度の3月31日までとする。

2 教育長は、スクールガード・リーダーが次の各号のいずれかに該当するときは、任期満了前にスクールガード・リーダーを解嘱することができる。

(1) 心身の故障等により職務の遂行ができなくなったとき。

(2) その他教育長がスクールガード・リーダーとしての適格性を欠くと認めたとき。

(活動期間)

第5条 スクールガード・リーダーの活動日数は、委嘱期間内において50日を上限とする。

2 スクールガード・リーダーは、特に要請がない限り、学校休業日(宮津市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則(昭和63年教委規則第1号)第3条に規定する休業日をいう。)に活動を行わない。

(巡回指導校の決定)

第6条 教育長は、地域の実情に応じ、スクールガード・リーダーが巡回指導を担当する学校(宮津市立の小学校又は中学校をいう。以下「担当校」という。)を決定する。

(活動内容)

第7条 スクールガード・リーダーの活動は、次に掲げるとおりとする。

(1) 担当校の求めに応じ、スクールガードに対する当該学校の状況に応じた専門的な視点から指導及び助言を行うこと。

(2) 担当校の校内、学校周辺及び校区の巡回指導を行うこと。

(3) 担当校の求めに応じ、校内の安全管理に係る助言を行うこと。

(4) その他学校や地域の安全に関わる事項について、必要に応じ活動すること。

2 活動終了時には、スクールガード・リーダー活動記録簿に活動時間等を記入の上、担当校の校長の確認を受けること。

(謝金等)

第8条 スクールガード・リーダーには、活動に対する謝金として、1日当たり5,320円を予算の範囲内で支払うものとする。ただし、活動、会議等に要する交通費は、支給しない。

(補償)

第9条 教育長は、スクールガード・リーダーの活動中の事故等に対応するため、ボランティア補償保険に加入するものとする。

2 スクールガード・リーダーは、前項に規定する補償保険の適用外の事故による損害は、当該事故に係る当事者間において解決しなければならない。

(連絡調整会議)

第10条 教育長は、事業の円滑な実施を図るため、必要に応じてスクールガード・リーダーの連絡調整会議を開催する。

(貸与品)

第11条 スクールガード・リーダーは、貸与品を紛失した場合は、直ちに宮津市教育委員会事務局総括室学校教育係に申し出なければならない。

2 スクールガード・リーダーは、任期が満了したとき又は委嘱を解除されたときは、速やかに貸与品を返却しなければならない。

(遵守事項)

第12条 スクールガード・リーダーは、活動を行うに当たっては、教育長より貸与された腕章及び名札を着用しなければならない。

2 スクールガード・リーダーは、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。任期が満了し、又は委嘱を解除された後も、また、同様とする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。

選挙管理委員会

《告 示》

宮津市選挙管理委員会告示第13号

平成24年8月2日執行の京都海区漁業調整委員会委員一般選挙における各投票区の投票所を、次のように定める。

平成24年7月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票区名	建物の名称	所在地
第1投票区	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1
" 2 "	栗田地区公民館	" 上司1345番地
" 3 "	小田宿野公民館	" 小田宿野191番地の3
" 4 "	矢原公民館	" 矢原69番地
" 5 "	府中地区公民館	" 中野678番地
" 6 "	浜公民館	" 日置590番地
" 7 "	宮津市デイサービスセンター・せんごく	" 岩ヶ鼻38番地
" 8 "	里波見公民館	" 里波見623番地
" 9 "	由良地区公民館	" 由良1289番地の1

* * *

宮津市選挙管理委員会告示第14号

平成24年8月2日執行の京都海区漁業調整委員会委員一般選挙における期日前投票所を、次のように定める。

平成24年7月24日

宮津市選挙管理委員会
委員長 堀 口 善 一

投票所名	建物の名称	所在地
期日前投票所	宮津市役所	宮津市字柳縄手345番地の1

農業委員会

〈告示〉

宮津市農業委員会告示第7号

宮津市農業委員会総会を次のとおり招集する。

平成24年7月3日

宮津市農業委員会

会長 小嶋保徳

- 1 日時 平成24年7月10日(火) 午前9時30分
- 2 場所 宮津市役所 第5会議室
- 3 議題
議第12号 農地法第5条の許可申請に係る意見について
議第13号 農用地利用集積計画について